

# 番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例（素案）について

平成27年6月

政策財政部 行政改革推進課

## 1 条例制定の背景

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）が、平成25年5月31日に公布され、平成27年10月5日に施行されます。この法律では、住民票を有する全ての方に固有の番号（以下「個人番号」といいます。）を付番することとし、個人番号を利用することで、国、県、市町村等の複数の機関が保有する個人の情報を正確に連携させることができるようになります。情報の連携を行うことにより、年金や福祉給付等の申請時に所得証明書等の添付が不要となり、市民の利便性を高め、行政事務を効率化することが可能となります。

個人番号は、番号法別表第一で規定されている事務等において利用できるほか、番号法第9条第2項に基づき市の条例で定めることにより、市の条例等に基づいて行う事務において個人番号を利用することができることとされています。

また、国や県、他の市町村等、本市以外の機関との情報連携は、番号法に基づき、国が構築する情報提供ネットワークシステムという仕組みを介して行うことができます。しかし、本市の機関内で、個人番号を利用して情報の連携を行うには、番号法の規定に基づき、条例を定める必要があります。

そこで、個人番号制度のメリットをより高め、本市の条例等で行う事務で個人番号を利用し、及び本市の機関内で個人番号を利用した情報の連携を可能とするため、番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例を制定しようとするものです。

## 2 条例の概要

### (1) 趣旨

この条例は、番号法第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとします。

(2) 定義

この条例で規定しようとする用語の意義は、次のとおりです。

① 個人番号

番号法第2条第5項に規定する個人番号をいいます。

② 特定個人情報

番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいいます。

③ 個人番号利用事務実施者

番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいいます。

④ 情報提供ネットワークシステム

番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいいます。

(3) 市の責務

市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施することを規定します。

(4) 個人番号の利用

① 番号法第9条第2項の条例で定める事務を規定し、市は、条例で定める事務の処理に関して必要な限度で個人番号を利用することができることを規定します。

② 市は、番号法に掲げる事務及び番号法の規定に基づき条例で規定する事務の範囲内で、自ら保有する特定個人情報を、事務処理に必要な限度で、利用することができること等を規定します。

(5) 特定個人情報の提供

番号法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合を規定します。

(6) 施行日

平成28年1月1日とします。